

# アテネジン 50、アテネジン 100、アテネジン細粒 適正使用のお願い

2007年12月

医師、薬剤師、医療関係者の皆様

鶴原製薬株式会社

謹啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社製品につきまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて先般、抗インフルエンザウイルス剤において、当該製剤を投与された患者様に「異常な行動」が認められたとの報告がございます。

つきましては、インフルエンザの患者様にアマンタジン塩酸塩製剤（商品名：アテネジン 50、アテネジン 100、アテネジン細粒）を投与する際には、異常な行動による事故を防止するために、以下の点につきまして、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

本剤を服用された患者様で「異常な行動」が発現するおそれがあります。

自宅において療養を行う場合、保護者の方等は小児・未成年者が一人にならないよう配慮することを患者様・ご家族に対してご説明ください。

なお、患者様・ご家族にご説明される場合は、添付の「アテネジンを服用される患者様・ご家族・周囲の方々へのお願い」をご活用いただき、本剤の適正使用にご協力くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

また、ご使用に際しましては、下記の「アテネジン《効能・効果に関連する使用上の注意》」につきましてもご留意くださいますようお願い申し上げます。

謹白

## アテネジン《効能・効果に関連する使用上の注意》

「A型インフルエンザウイルス感染症」に本剤を用いる場合

1. 本剤は、医師が特に必要と判断した場合にのみ投与すること。例えば、以下の場合に投与を考慮することが望ましい。  
A型インフルエンザウイルス感染症に罹患した場合に、症状も重く死亡率が高いと考えられる者（高齢者、免疫不全状態の患者等）及びそのような患者に接する医療従事者等。
2. 本剤を治療に用いる場合は、抗ウイルス薬の投与が全てのA型インフルエンザウイルス感染症の治療に必須ではないことを踏まえ、本剤の使用の必要性を慎重に検討すること。
3. 本剤を予防に用いる場合は、ワクチン療法を補完するものであることを考慮し、下記の場合にのみ用いること。
  - ・ワクチンの入手が困難な場合
  - ・ワクチン接種が禁忌の場合
  - ・ワクチン接種後抗体を獲得するまでの期間
4. 本剤はA型以外のインフルエンザウイルス感染症には効果がない。